

## 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

## 記入例

フリガナ	ミノオ タロウ		保険者番号	272203
被保険者氏名	箕面 太郎		被保険者番号	*****
生年月日			個人番号	*****
要介護状態区分等	要支援 1 · 2	要介護 1 · 2 · 3 · 4 · 5		
住所	箕面市●●*-*-*			
福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者名及び 販売事業者名		購入金額	購入日
入浴補助用具 入浴用いす (●●シャワーチェア)	●●会社 ××株式会社		10,000 円	****年*月*日
			円	月 日
合計	介護保険対象外は算入しないでください。			
指定事業所番号	支給方法が「受領委任払」の場合は、購入日は承認日以降になります。			
福祉用具が必要な理由	※「介護保険<福祉用具購入にかかる手続きのご案内>」の6ページをご参照のうえ記入してください。			
支給方法	・償還払 (受領委任払)			
箕面市長様	<p>上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護保険） ****年**月**日</p> <p>住所 箕面市●●*-*-* 申請者 氏名 箕面 太郎</p> <p>電話番号 ****-*****-***** 個人番号 ..... ※公金受取口座を利用する場合はご記入ください。</p>			

- 注意
- この申請書の裏面に領収証、福祉用具のパンフレット等を添付してください。
  - 「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記載してください。
  - 欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座 ※償還払（被保険者）のみ可	□
口座振込依頼欄	<p><b>1. 償還払いを選択されたかた</b>          次ページにある「介護保険関係の申請における公金受取口座の利用について」をご確認のうえ記入してください。</p> <p><b>2. 受領委任払いを選択されたかた</b>          事業者名義の預金口座を記入してください。          ※事業者は公金受取口座を利用できません。</p>

# 介護保険関係の申請における公金受取口座の利用について

## ■公金受取口座とは

行政機関からの給付金等を受け取るため、あらかじめ国に登録する預貯金口座のことです。利用者自身がマイナンバーカードを使ってマイナポータル等で登録する必要があります。

注：「市に届けている口座」「年金が振り込まれている口座」という意味ではありません。

## ■記入方法

### 1. 公金受取口座を利用する場合

受取口座	<input checked="" type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座振込依頼欄の記入不要） □ 振込口座を指定する
口座振込 依頼欄	-----省略-----

公金受取口座を利用する場合は、ここにチェックを入れてください。この場合、以下の「口座振込依頼欄」には記入しないでください。

※被保険者本人以外は公金受取口座を利用できません。

### 2. 公金受取口座を利用しない場合

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座振込依頼欄の記入不要） <input checked="" type="checkbox"/> 振込口座を指定する			
口座振込 依頼欄	銀行 ○○ 信用金庫 農協 ( )	支店 ○○ ( )	種目	口座番号
	金融機関コード × × × ×	店舗コード × × ×	1 普通 2 当座預金 3 その他 ( )	× × × × × ×
	ゆうちょ銀行	記号	番号	
	フリガナ	○○○○ ○○○○		
	口座名義人	○○ ○○		

- ・被保険者本人の口座（原則）
- ・任意代理人の口座へ振込を希望する場合は、委任状が必要です。

## ■注意事項

- 市に提出する申請書に口座情報を記入しただけでは、公金受取口座を登録したことにはなりません。
- 公金受取口座を登録せずに「公金受取口座を利用する」にチェックを入れて申請書を提出した場合、入金されません。
- 「公金受取口座を利用する」にチェックを入れた状態で「口座振込依頼欄」に口座情報を記入した場合、「口座振込依頼欄」に記入した口座が優先されます。
- 被保険者本人以外（家族（相続人含む）や代理人）は公金受取口座を利用できません。被保険者本人以外の口座を指定する場合は、記入方法の「2. 公金受取口座を利用しない場合」を確認してください。
- 申請から入金まで一定の日数を要するため、公金受取口座の登録・変更の時期によっては、登録・変更前の口座に入金される場合があります。